

教保体第568号
令和5年7月3日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
保健体育課長
(公印省略)

ヘルパンギーナ等の感染症に関する注意喚起について（通知）

児童生徒の健康管理につきましては、日頃より御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和5年6月28日に千葉県健康福祉部疾病対策課より別添のとおりヘルパンギーナ（以下、「同疾患」という。）の流行に係る報道発表がなされ、同日当課より発表内容について連絡を行ったところです。

同感染症は、発熱と口腔粘膜にあらわれる水疱性の発疹を特徴とした、夏季に流行する小児の急性ウイルス性咽頭炎です。今回の流行におきましては、幅広い年齢層への感染も見られております。千葉県におきまして、同疾患の定点当たりの報告数が警報レベルの基準値を上回ったのは2012年以来となり、今後の動向に注意が必要です。

現在、貴管下各学校におきましても、新型コロナウイルス感染症に関する文部科学省作成のマニュアルを基本とした上で、各地域・学校の状況に応じた感染症対策を実施していただいているところですが、同疾患への対応としては、特に以下の点に御留意くださるよう、御指導をお願いします。

○手洗いの励行

※特に排便後や食事の前には十分に手を洗う。

※嘔吐物や便を処理する時は、使い捨て手袋、マスクを着用し、処理後には十分に手を洗う。

○うがいや消毒等の実施

※感染状況によっては、授業の間、休み時間終了時等のうがいや児童生徒等が多く使用するドアノブ等の消毒が必要です。

○感染状況に応じた対応

※校内での流行の兆しが見られるなど、感染状況によっては、飛沫感染防止のためにも、大声での活動に留意することやマスクの着用を推奨することの検討をお願いします。

なお、上記の感染症対策以外に熱中症対策も必要となる時期を迎えておりますので、令和5年6月30日付け教保体第562号を改めて御確認の上、熱中症対策の一層の強化も併せてお願いします。

加えて、最近、学校行事後に新型コロナウイルス感染者が多く発生するケースも見られていますので、多くの児童生徒、保護者等が集まる際には、特に十分な換気の確保をお願いします。

（エアコン使用の場合も換気は必要となります。）

担当 千葉県教育庁教育振興部保健体育課 保健班
TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419
E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp